

ちょっとした年表作成：第5部：社会文化地域関連

1891年 韓国：英語学者 岡倉由三郎（岡倉英和）を招いて「日語学堂開設」

1894年 日清戦争（1894-1895）下関条約

1895年 韓国：日語学堂が日語学校に吸収される

1895年 韓国：李王朝が清国から解放され大韓帝国となる

1895年 台湾：芝山巖学堂創立：伊沢修二

1896年 台湾：芝山巖事件：教員6名殺害

1896年 台湾：「国語伝習所規則」全国14か所に国語伝習所設置

1899年 台湾：山口喜一郎：山口式直説法開発/=グアンメソッド(サイコロジカル.M)

1904年 日露戦争(1904-1905)：ポーツマス条約

1906年 韓国：日本語が必修とされる

1909年 韓国：ハルビンで伊藤博文暗殺：安重根

1910年 韓国：韓国併合：大韓帝国消滅-朝鮮総督府設置

1911年 中国：辛亥革命：中国最後の王朝清王朝が倒れる = 中華民国誕生

1939年 第二次世界大戦（1935-1945）

1941年 12月：真珠湾攻撃

1942年 韓国：国語普及運動

1944年 韓国：徴兵制実施に伴う国語常用・全解運動

1945年 日本敗戦：ポツダム宣言受諾：満州で残留孤児が発生する

1948年 国立国語研究所（国語研）創設

1967年 文化庁：「日本語教育実態調査」を毎年継続中

1972年 神田真児生誕

1972年 台湾：日中国交正常化に伴い国交断絶。

1972年 国際交流基金（JF）設立

1977年 日本語教育学会設立：日本語教師+日本語研究者の団体

1979年 批准：国際人権規約

- 1980年 中国：在中国日本語研修センター：大平学校設立
- 1983年 留学生受け入れ10万人計画：2003年達成
- 1985年 中国：北京日本学研究センター発足
- 1987年 オーストラリア：LOTE政策承認
- 1989年 上海事件：日本語学校に入金後ビザ発給無し。日本総領事館での騒ぎ
- 1990年 入国管理局審査が厳しくなり学習者数が7.2万人から6万人に減少
- 1990年 「**外国人研修制度**」発足。中小企業で研修の受け入れ可能となる
- 1990年 入管法：専門的技術的労働者/単純労働者に分けた
- 1991年 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況に関する調査：文部科学省
- 1993年 「**技能実習制度**」が発足：研修後技能検定に合格-2年間技能実習生と訓練可能
- 1994年 オーストラリア：NALSAS「アジア学習推進計画」
- 1994年 批准：児童の権利に関する条約=子どもの権利条約
- 1995年 文部科学省：「ようこそ日本の学校へ」：教員用手引書
- 1996年 阪神淡路大震災/地下鉄サリン事件 学習者減少
- 1996年 国籍条項を自治省（現総務省）が条件付き撤廃する
- 2001年 外国人集住都市会議設立：13の自治体/浜松市
- 2003年 留学生10万人計画達成
- 2004年 日本学生支援機構JASSO設立：日本留学試験を実施
- 2004年 日本国際教育支援協会JEES設立：日本語能力試験（国内）日本語教育能力検定試験
- 2005年 文部科学省：「就学ガイドブック」
- 2007年 文部科学省関連機関：文化庁-文化審議会国語分科会の下に日本語教育小委員会設置
- 2007年 アジア人財資金構想：2012年まで：留学生就職支援ネットワークに引き継ぎ
- 2008年 留学生30万人計画骨子策定：2020年目標：2019年5月1日31万で達成
- 2008年 3月：入管法：在留資格「**技能実習**」：労働基準法・最低賃金法適応・3年可能
- 2008年 二国間経済連携協定EPA：インドネシア開始：窓口：国際厚生事業団
- 2009年 二国間経済連携協定EPA：フィリピン開始：窓口：国際厚生事業団
- 2009年 オーストラリア：NALSSP：「アジア学習推進計画」

- 2010年 国際交流基金：「JF日本語教育スタンダード」公表
2010年 入管法改正：「留学」+「就学」が「留学に一本化」
- 2011年 東日本大震災/福島第一原発事故により学習者減少
2011年 文部科学省：「外国人児童生徒受け入れの手引き」発行
- 2012年 5月：高度人材ポイント制が導入
2012年 7月：外国人登録制度廃止
2012年 7月：「**在留カード**」発行：3か月を超えて滞在する外国人
2013年 9月：国際交流基金：「まるごと」発売開始
- 2014年 二国間経済連携協定EPA：ベトナム開始：窓口：国際厚生事業団
2014年 建設分野技能実習生：「**特定活動**」の在留資格で2年延長が可能
2014年 文部科学省：「特別の教育課程」編成実施可能
2014年 文部科学省：「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」作成
2014年 総務省：グローバルコミュニケーション計画：2020年への計画。言葉の壁解消目的
- 2015年 4月：「**高度専門職**」が在留資格として新設された。
- 2016年 11月：入管法：実技実習に「**介護**」が新設
2016年 総務省：「多文化共生の推進に関する研究会報告書」発表
2016年 総務省：「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」設置
- 2017年 **技能実習法**が施行：外国人技能実習機構が設立。実習生の保護：5年間可能
- 2019年 4月：在留資格：「**特定技能**」が創設
2019年 5月：留学生30万人計画達成：31万2,214人
2019年 5月：文部科学省「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」設置
2019年 6月：日本語教育の推進に関する法律：**日本語推進法**が交付
2019年 国際交流基金：「JF生活日本語Can-do」公表
- 2020年 国際交流基金：「いろいろ」教材発表
2020年 コロナ感染拡大のため学習者減少
2020年 3月：総務省：「グローバルコミュニケーション計画2025」発表。AI同時通訳
2020年 7月：「外国人材の受け入れ・共生のため総合的対応策」：閣議決定
2020年 8月：「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」出入国管理庁と文化庁
2020年 9月：総務省：「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

■在留資格系情報

1990年 「外国人研修制度」発足。中小企業で研修の受け入れ可能となる
 1993年 「技能実習制度」が発足：研修後技能検定に合格-2年間技能実習生と訓練可能
 2008年 3月：入管法：在留資格「技能実習」新設＝労働基準法・最低賃金法適応・3年可能
 2010年 入管法改正：「留学」+「就学」が「留学に一本化」
 2012年 7月：「在留カード」発行：3か月を超えて滞在する外国人
 2012年 5月：「高度人材ポイント制」導入
 2014年 建設分野技能実習生：「特定活動」の在留資格で2年延長が可能
 2015年 4月：「高度専門職」が在留資格として新設された。
 2016年 11月：入管法：実技実習に「介護」が新設
 2017年 技能実習法が施行：外国人技能実習機構が設立：実習生の保護：5年間可能
 2019年 4月：在留資格：「特定技能」が創設：14分野の1号/建設造船の2号の2種類

■国内の出身国別日本語学習者数 2019年

中国
 ベトナム ※増加傾向
 ネパール
 韓国
 フィリピン*

■学習機関別学習者数

法務省告示機関 40%
 大学等機関 23%
 国際交流協会 12%
 任意団体 7%
 地方公共団体 6%
 教育委員会 4%

■留学生出身国

中国
 ベトナム
 ネパール
 韓国
 台湾*

■日本語教師勤務形態

常勤 14%
 非常勤 32%
 ボランティア 53%

■技能実習生41万人 2019年

ベトナム 53.20%
 中国 20.00%
 フィリピン 8.70%

■海外で日本語を学ぶ国別学習者数

東アジア→東南アジア
 中国
 インドネシア
 韓国
 オーストラリア
 タイ
 ベトナム

■日本に在留する外国人の数

2019年末 293万人
 2020年末 288.7万人

■日本国内の日本語学習者数

2019年 27.8万人
 2020年 16.0万人

■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語別順位

ポルトガル語
 中国語

フィリピン語

スペイン語

組織

- 国際厚生事業団：JICWELS：二国間経済連携協定の窓口
- 海外産業人材育成協会：AOTS：EPA候補者に半年の研修
- 国際交流基金：JF：EPA候補者に半年の研修
 海外日本語教育機関調査を実施
- 国際人材協力機構：JITCO：技能実習制度の監督
- 外国人技能実習機構：技能実習法により設立
- 情報通信研究機構：NICT
- 国立国語研究所：国語研
- 日本語教育学会
- 日本学生支援機構：JASSO：日本留学試験：日留試：
- 日本国際教育支援協会：JEES：日本語能力試験/日本語教育能力検定試験
- 文化庁：日本語教育実態調査：1967年以来毎年実施
- 文部科学省：日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査、JSLカリキュラム

